

指定給水装置工事事業者 更新手続き等について

(福岡市指定給水装置工事事業者講習会)

福岡市水道局 保全部 節水推進課



1. 令和8年度 講習会の概要
2. 整備法について
3. 更新手続きに係るお願い
4. 指定更新に係る「法令等の遵守」について
5. 各種届出の方法（郵送・電子申請）について
6. その他 手続きで多いお尋ねQ&A
7. 指定給水装置工事事業者の処分
8. 給水工事施行に係る法令、基準等の遵守について
9. その他

1. 令和8年度 講習会の概要

毎月講習会対象事業者

- 受講月の前月末が指定の有効期間満了の日の1年前を迎えた事業者
- 有効期間の満了が1年未満で講習会を受けていない事業者

定期講習会対象事業者（令和8年度：9月4日開催）

- 令和9年9月29日に指定の有効期間満了を迎える事業者
- 指定事業者番号 第1456～第1545号 40者
- 開催場所は水道技術研修所（西区羽根戸）

水道法

（指定の更新）

第25条の3の2

第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

🔔 有効期間満了の日までに更新手続きを行わないと『失効』します。

🔔 手続きを忘れないようお願いします。

注意

2. 整備法について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案の概要

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

※ 国土交通省HPより

改正の背景

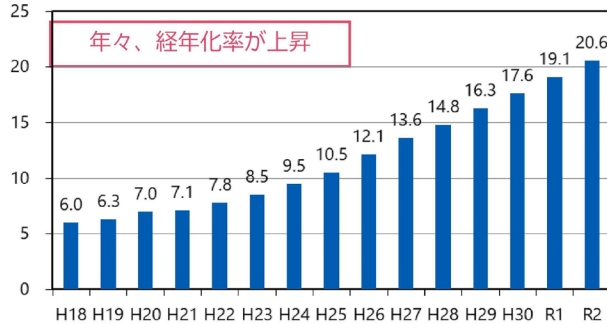
- 近年の水道整備・管理行政では、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化（※1）や耐震化（※2）への対応、災害発生時の断水（※3）への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるようになっている。
- 社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を移管し、国土交通省が、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能強化を図る。
- また、水質基準の策定等については、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することにより、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

※1 水道の管路の経年化率・更新率の推移

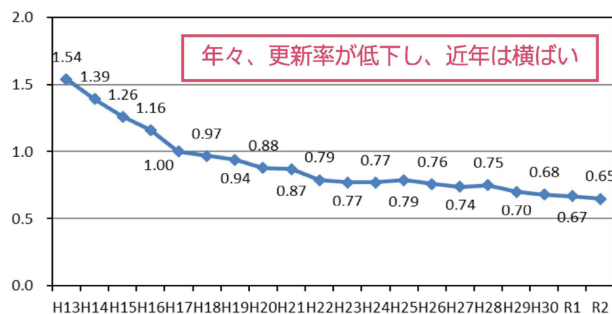
■ 管路経年化率(%)

法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



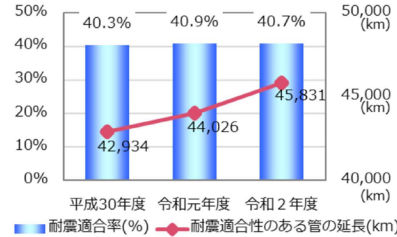
■ 管路更新率(%)

更新された管路延長÷管路総延長×100

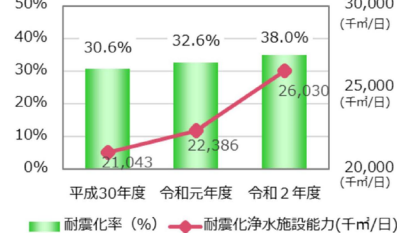


※2 水道施設の耐震化率

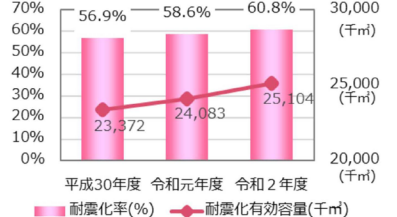
■ 基幹管路の耐震適合状況



■ 浄水施設の耐震化状況



■ 配水池の耐震化状況



※3 近年の自然災害による水道の被害状況

■ 主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万戸	約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5.6千戸	18日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約44.6万戸	約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約9.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約6.8万戸	34日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約7.0万戸	7日

■ 主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1～2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等（北陸地方、中国四国地方）	約3.6万戸	12日
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約26.3万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約1.6万戸 約2.0万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約14.0万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約16.8万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約3.8万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約1.6万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約1.4万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約1.3万戸 約7.6万戸	9日 13日

改正の内容

① 水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法等の改正

- (1) 水道に関する水質基準の策定等、水質又は衛生に関する水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から環境大臣（※１）に移管する。
- (2) (1)以外の水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する（※２）とともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- (3) 水道整備・管理行政について、国土交通大臣と環境大臣の連携規定を設ける。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（※３）及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を加える。

② 厚生労働省設置法、国土交通省設置法及び環境省設置法の改正

- 厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

- ※１ 環境大臣は、環境基本法に基づき河川・湖沼・海域等の水質汚濁に関する環境基準を科学的知見に基づき策定するなど、水環境の保全に向けた総合的な施策を担っている。
- ※２ これにより、施設整備や下水道運営、災害対応に関する国土交通省の知見等を活かすことが可能となる。
- ※３ これにより、水道が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政援助の対象にもなる。

赤字：改正事項

	水道整備・管理行政（右記以外）	水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例	■水道基盤の強化のための基本方針の策定 ■水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査	■水質基準の策定 ■水道事業者が実施する水質検査の方法の策定
所管	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】国土交通大臣（※） ※地方整備局長又は北海道開発局長への委任が可能	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】環境大臣
水道整備・管理行政の円滑な実施 （国土交通大臣と環境大臣の連携）	■国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 ・国土交通大臣は国土交通省令の制定等に当たり、環境大臣の意見を聴かなければならない。 ・環境大臣は環境省令の制定等に当たり、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 ・国土交通大臣は環境大臣に対し、環境省令の制定等を求めることができる。 ・環境大臣は国土交通大臣に対し、国土交通省令の制定等を求めることができる。 ・国土交通大臣は環境大臣に対し、水道事業者等からの届出の内容を通知するものとする。	

3. 更新手続きに係るお願い

更新手続き受付について

- ・ 更新手続きは、節水推進課窓口のみの受付です。
- ・ 受付日時：開庁日の 午前 9：30 ～ 11：30
午後 13：30 ～ 16：00

※事前にご予約いただきお越しく下さい。

（節水推進課 給水工事事業者指導係：TEL092-483-3138 ）

お願い

 **手続き日の前日までに予約をお願いします。**

（申請手続きの予約は、窓口の混雑緩和と業務の平準化のため）

4. 指定更新に係る「法令等の遵守」について

指定更新手続きで特にご注意頂きたい法令順守について、以下の事項について説明します。

- ①指定事業者の事業運営の基準
- ②給水装置工事主任技術者の職務
- ③指定事業者の届出事項
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届
- ⑤給水装置工事事業の廃止・休止・再開届
- ⑥指定給水装置工事事業者の処分
- ⑦その他

4. 「法令等の遵守」について

① 指定事業者の事業運営の基準

(事業の基準)

水道法 第25条の8

指定事業者は事業運営の基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(事業の運営の基準)

水道法施行規則第36条

- (1) 給水装置工事ごとに、選任した給水装置工事主任技術者を指名すること。
- (2) 配水管の取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者等の施行技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、給水装置工事主任技術者に記録を作成させ、その作成の日から3年間保存すること。

4. 「法令等の遵守」について

(1) ～ (3) の説明

(1) については、

『給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の技術上の管理や指導監督を行う義務があることから、工事ごとに選任した給水装置工事主任技術者を指名しなければならない』 ということです。

(2) については、

『公道部や分岐部からの工事を行う場合で、水道局が所管し維持・管理している配水管や他の地下埋設物に、変形・破損・その他の異常を生じさせないために、技能を有する者を必ず従事させる必要がある』 ということです。

(3) については、

『給水装置工事を施行するときは、福岡市水道局（窓口：給水審査課）の承認を受けてから工事を行わないといけない』 ということです。

給水装置工事を行うにあたっては、申請受付担当である公財）福岡市水道サービス公社給水審査課と十分な協議を行い施行の承認を得たうえで着手してください。

 適切な事業運営に努めてください。

4. 「法令等の遵守」について

② 給水装置工事主任技術者の職務

水道法 第25条の4第3項に、

『給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。』

とあり、具体的には

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. その他厚生労働省令で定める職務

『4. その他の厚生労働省令で定める職務』について

(水道法施行規則 第23条)

- ・ 配水管から分岐して行う給水装置工事の場合、配水管の位置を確認するための連絡調整
- ・ 水道局の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するための連絡調整
- ・ 給水装置工事が完了した時の連絡調整

4. 「法令等の遵守」について

③ 指定事業者の届出事項

次のような事項が生じたときは、遅滞なく届出をしてください。

- ・ 指定事項に**変更**が生じたとき

（事業者の名称・代表者・役員・所在地・電話番号など）

⇒ 給水装置工事事業者指定事項変更届（様式7）

- ・ 給水装置工事主任技術者を新たに**選任**・**解任**したとき

⇒ 給水装置工事主任技術者の選任・解任届（様式3）

- ・ 給水装置工事事業を**廃止**、**休止**又は**再開**したとき

⇒ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届（様式8）

未届出は違反行為になります。期限（30日）内に忘れずに届出をして下さい。

手続き方法の案内

◎ 更新手続きは水道局の窓口で行います。節水推進課までおいで下さい。

◎ 各種変更の手続きは郵送・電子・節水推進課の窓口のいずれでも可能です。

（郵送の場合は手続きに日数を要します。）

◎ 主任技術者の選任・解任の手続きも郵送・電子・窓口のいずれの申請も可能です。

※手続きで**来課**される場合は、**事前に予約**をお願いします。

4. 「法令等の遵守」について

③ 指定事業者の届出事項

給水装置工事事業者指定事項変更届 (30日以内)

提出書類

提出書類 変更事項		①	②	③		④	⑤	⑥
		指定給水装置 工事事業者 指定事項 変更届(様式7)	誓約書 (様式2)	定款の写し	登記事項 証明書	住民票の写し	位置図 外観・内観 写真	指定給水装置 工事事業者証 (旧)
氏名 または 名称	法人	○	—	○	○	—	—	○
	個人	○	—	—	—	○	—	○
住所	法人	○	—	○	○	—	—	—
	個人	○	—	—	—	○	—	—
代表者	法人	○	○	○	○	—	—	○
役員	法人	○	○	○	○	—	—	—
事業所 の 名称	法人	○	—	○	○	—	○ (外観のみ)	—
	個人	○	—	—	—	—	○ (外観のみ)	○
事業所 の 所在地	法人	○	—	○※	○※	—	○	—
	個人	○	—	—	—	○※	○	—

指定事項の変更申請に必要な提出書類です。水道局のホームページに掲載しています。
指定事項に変更が生じた場合は、期限内に忘れずに提出してください。

4. 「法令等の遵守」について

④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届

水道法第25条の四・・・職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

給水装置工事主任技術者を選任、または解任したときは、
給水装置工事主任技術者選任・解任届の提出が必要です。

(添付書類)

- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し（選任の場合）

- ※給水装置工事事業者が選任する主任技術者の**確認**は、
給水装置工事主任技術者免状の写しで行います。

- (公財)給水工事技術振興財団が発行している「給水装置工事技術者証」のコピーではありません。

[主任技術者の選任・解任にかかる注意]

- 選任・解任を行った場合は遅滞なく届出が必要です。
- 特に解任届は提出漏れが多くなっています。
- 解任しないと、別の指定事業者での選任手続きはできません。
- 退職や事業の廃止などあった時も、解任届を忘れないよう提出してください。
- 選任している技術者の把握・管理は自社でしっかり行ってください。

4. 「法令等の遵守」について

④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届

〔主任技術者 Q & A〕

Q1 : 選任している主任技術者の姓が変わった時、必要な手続きは

A1 : 給水装置工事事業者指定事項変更届（様式7）を提出してください。

提出の時期は姓が変わった給水装置工事主任技術者免状の再交付後で結構です。
本籍地の変更などについても同様としています。

Q2 : 主任技術者の選任時に必要な添付書類は

A2 : 主任技術者の写しが必要になります。

公財）給水装置工事技術振興財団が発行している主任技術者証（免許書サイズ）
ではありません。

Q3 : 主任技術者の資格を保有する社員は全て選任しなければならないのか

A3 : 選任するかしないかはご自身で判断していただいて問題ありません。

4. 「法令等の遵守」について

④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届

〔主任技術者 Q&A〕

Q4 : 選任している社員がだれとだれか分からないので教えてほしい

A4 : 主任技術者の選任、解任については社内でしっかり管理してください。

(時間を頂ければ、届出された選任、解任についてお教えすることは可能です。)

Q5 : 主任技術者証を無くした、見つからない

A5 : 水道法第25条の四に『免状の交付を受けている者のうちから選任しなければならない』とあります。再交付申請などにより免状をご準備ください。

免状の再交付申請中の状況で、ご本人の同意があれば、水道局から国に対して情報の照会ができ選任手続きを進めることができます。免状が手元に届きましたら、速やかに写しを水道局にご提出ください。

Q6 : 主任技術者の資格を保有する社員が一人もいなくなった

A6 : 給水装置工事事業を行うことができないので、廃止または休止届を提出してください。

4. 「法令等の遵守」について

⑤ 給水装置工事事業の廃止・休止・再開届

- ・ 廃止・休止した日から 30日以内
- ・ 再開した日から 10日以内 に届け出が必要です。

【提出書類】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 （様式8）

◎その他に必要な書類

（廃止の場合）

- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式3）
- ・ 福岡市水道局指定給水装置工事事業者証 ※交付されてる場合

（休止の場合）

- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式3）
- ・ 福岡市水道局指定給水装置工事事業者証 ※交付されてる場合

（再開の場合）

- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式3）
- ・ 給水装置工事主任技術者免状（写し）

【注意】

休止中でも有効期間満了日は変わりません。休止期間中に有効期間満了日を迎えられる場合は、更新の手続きが必要です。更新せず有効期間満了日を迎えると失効します。

5. 各種届出の方法（郵送・電子申請）について

申請と各種届出の手続き方法

各種申請		手 続 き 方 法			備 考
		窓 口	郵 送	電子申請	
指 定 申 請		○	×	×	窓口で事業運営等を直接確認
更 新 申 請		○	×	×	
指 定 事 項 の 変 更	氏名または名称	○	○	○※1	※1 以下の書類の提出または返却が必要な手続きは、同時に郵送等が必須です。 ・定款の写し ・履歴事項全部証明書 ・住民票の写し ・誓約書（様式2） ・指定給水装置工事事業者証 ※2 以下の書類の提出が必要な場合PDFを添付してください。 ・事業所の位置図 ・事業所の外観・内観写真 ・事業所の所在地が証明できるもの
	住 所	○	○	○※1	
	代 表 者	○	○	○※1	
	役 員	○	○	○※1	
	事業所の名称	○	○	○※1※2	
	事業所の所在地	○	○	○※1※2	
廃止・休止・再開届		○	○	○※1	※3 免状の写しはPDFを添付してください。
主任技術者の選任・解任		○	○	○※31	

6. その他 手続きで多いお尋ね Q&A

様式4 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

Q1：公表の可否とは？

A1：『可』とされた場合は水道局のホームページ等に掲載されます。
『不可』としても指定事業者であることに変わりません。
必要に応じて判断してください。

Q2：確認事項の内容は何に使用するのか？

A2：お客さま対応に水道局が把握しておく必要があります。
また、水道局のホームページに掲載している事業者一覧表で使用し、
お客さまへ情報発信をしています。

Q3：業務内容に変更があるがどうしたらよいのか？

A3：速やかに水道局に届けてください。
また、ホームページに公表しているのであれば変更する必要があります。
この場合は「様式4」に合わせ「様式9」も忘れずに添付してください。

6. その他 手続きで多いお尋ね Q&A

様式 5 給水装置工事主任技術者などの研修受講実績確認

Q 1 : 主任技術者の研修実績は水道局の定期講習会受講で良いのか？

A 1 : 水道法施行規則第 3 6 条の 4 の主任技術者や工事に従事する者の技術向上の研修を行っているかについて確認するものです。

水道局が開催している講習会は指定事業者を対象としたもので、国家資格である主任技術者等に対してのものではありません。

Q 2 : 主任技術者の研修とはどんなことをすればよいのか？

A 2 : 費用は掛かりますが給水工事技術振興財団が行っている主任技術者向け講習会があります。

自主的な研修としては「給水装置関連の法令の確認」「工事にかかる最新の技術情報の習得」「工事の事故事例やその対策技術の共有、維持管理に関すること」などがありそれ以外にも様々な内容がありますのでご検討ください。

6. その他 手続きで多いお尋ね Q&A

様式6 技能を有する者の確認

Q1：技能を有する者とは？

A1：配水管から分岐して水道メータまでの工事を行う場合、適切な作業を行うことができる技能を有するものかについて確認しています。

Q2：穿孔工事を行う場合の具体的な技能を有する者の判断基準は？

A2：配水管の分岐、分水栓の取り付け等穿孔を伴う場合、給水工事技術振興財団が行う技能検定会の合格者や穿孔機メーカーの講習会修了者または、過去に穿孔工事を経験していて水道局が認める者等があります。

Q3：分水栓からメーターまでの給水工事（穿孔を除く）の具体的な技能を有する者の判断基準は？

A3：職業能力開発促進法に規定する配管技能士や職業訓練校の配管科過程の修了者、給水工事技術振興財団が行う技能検定会の合格者や過去に工事を経験していて水道局が認める者等があります。

6. その他 手続きで多いお尋ね Q&A

様式6 技能を有する者の確認

Q4：配水管からメーターまでの工事を自社で行わないが、技能を有する者は必要か？

A4：配水管からメーターまでの工事を自社で行わないのであれば確認は不要です。
該当項目の□（チェックボックス）にレ点でチェックを入れてください。

Q5：配水管からメーターまでの工事を自社ではしないので、該当項目の□にレ点でチェックをいれているが、外注等で工事を行うことは可能か？

A5：可能です。

ただし、外注先に技能を有する者がいるかの確認を主任技術者の責任で判断して、給水審査課への給水装置工事の申請・承認を得た上で行う必要があります。

7. 指定給水装置工事事業者の処分

◎ 水道法 第25条の11（指定の取消し）

◎ 福岡市水道給水条例 第26条 3項

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取り消し又は6ヶ月以内の指定の効力停止をすることができる。

- （1）指定の要件に適合しなくなったとき。
- （2）給水装置工事主任技術者を事業所ごとに選任していないとき。
また、選任・解任の届出を行わないとき。
- （3）変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （4）適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- （5）給水装置工事の検査の際に、水道事業者の求めに対し、適当な理由なくこれに応じないとき。
- （6）水道事業者への報告又は資料提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- （7）施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。
- （8）不正の手段により、給水装置工事事業者の指定を受けたとき。

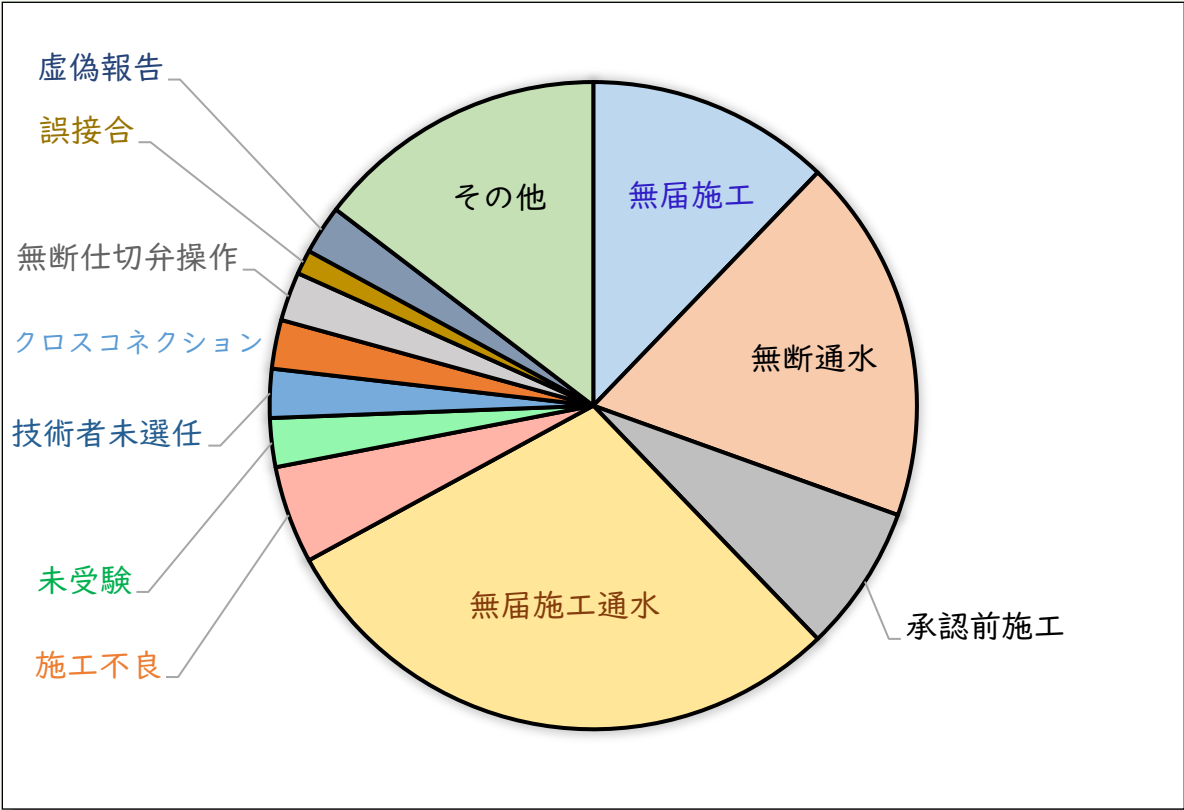
【注意】

水道局のホームページに、違反行為に係る処分基準を掲載しています。

7. 指定給水装置工事事業者の処分

福岡市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為の現状

平成11年度～令和7年度



違反内容	件数
無届施工	11
無断通水	17
承認前施工	7
無届施工通水	27
施工不良	4
未受験	2
技術者未選任	2
クロスコネクション	2
無断仕切弁操作	2
誤接合	1
虚偽報告	2
その他	13
合計	90

【補足説明】

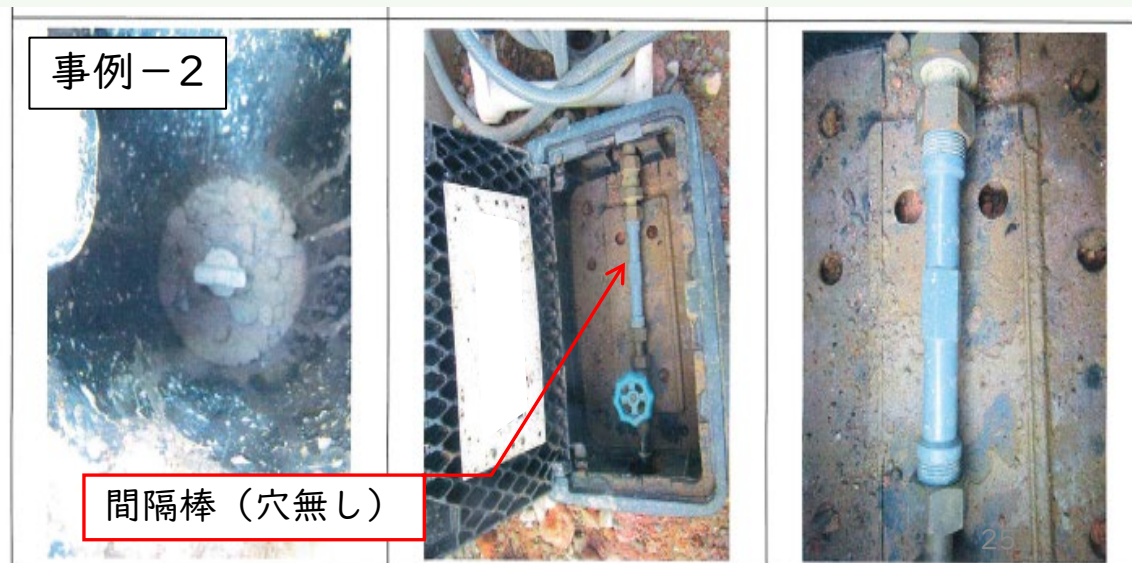
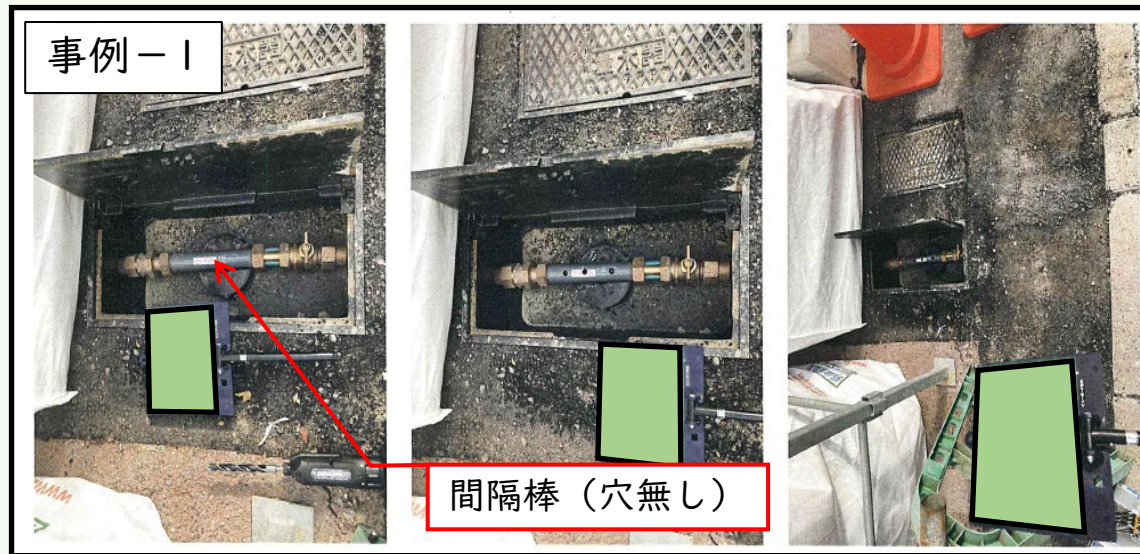
無届や未承認での施工・通水については、給水装置工事主任技術者が職務を怠って、申請担当者や現場担当者に任せっきりにしていたことで生じることが多いようです。また、手続きと工程の管理が十分できていないまま、結果、無届や未承認で施工・通水してしまうなどの違反行為が散見されます。

7. 指定給水装置工事事業者の処分

【無届や未承認での施工・通水】

給水審査課が行う抜き打ちの現場調査や水道メーター検針員が現認するなど、盗水となる行為は必ず発覚します。

当然、処分の対象です。



7. 指定給水装置工事事業者の処分



【給水玉おろし工事の不正】

- ・ 事例-3：道路上漏水で鉛製給水管残置が発覚
- ・ 事例-4：撤去しないといけない給水管が残置され、他企業者が工事中にこれを破損して発覚

重要

【故意の不正工事】

不正工事が発覚した場合、直ちに自費で適正な形状へ復旧（何年経過していても）していただきます。第三者も含めて損害が発生した場合は賠償の責任が生じるとともに、指定処分の対象となります。



7. 指定給水装置工事事業者の処分



サンドブラストによる研磨状況
(未貫通)

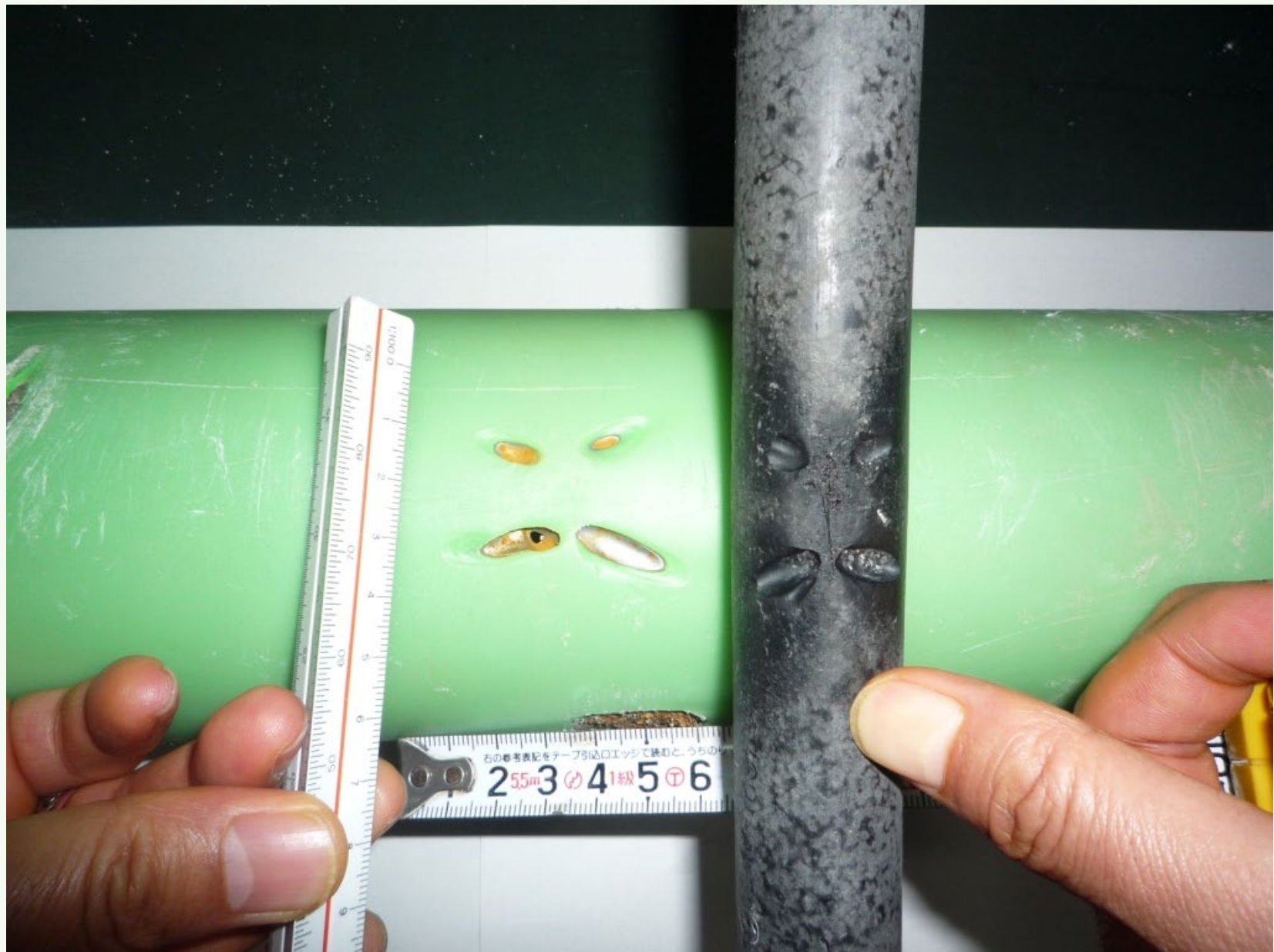


ポリエチレン1層管
亀裂発生状況

【注意】

給水管の布設工事では、他企業者の占有物件との十分な離隔を確保するようにしてください。
確保できない場合は、砕石バックやゴム板などによる防護を確実にお願いします。

7. 指定給水装置工事事業者の処分



8. 給水工事施行に係る法令、基準等の遵守について

給水装置工事の施行に際しては、**関係法令の遵守**をお願いします。
関係法令については十分ご理解ください。

重要

Q: 給水装置工事に必要な技術情報はどこにあるの？

また、給水装置工事について質問があるときはどこに聞いたらいいの？



『**給水装置工事施行基準**』を参照してください。

重要

・・・全ての情報がここに網羅されています。

※どうしても分からない時は、**給水審査課**、または**節水推進課**にお尋ねください。

福岡市水道局のホームページで見ることができます。

◎『**給水装置工事施行基準**』は

福岡市ホーム > 市政全般 > 水道・下水道・河川 > 水道局ホーム > 生活と水道
> 給水工事事業者コーナー > 給水装置工事施行基準を改訂しました

◎『**指定給水装置工事事業者の各種手続き**』は

福岡市ホーム > 市政全般 > 水道・下水道・河川 > 水道局ホーム > 生活と水道
> 給水工事事業者コーナー > 指定給水装置工事事業者の申請・届出

必要に応じてご活用ください。

9. その他

水道局メーターまでの自然漏水について



**福岡市水道局**
Fukuoka City Waterworks Bureau

テキスト版へ リンク集 Language

 福岡市ホームページへ  スマホサイトへ  音声読み上げ  ふりがな 文字サイズ  小  中  大

Q Google 提供 ? サイト内検索について

生活と水道 おしえて水道局 水源・水質情報 水道局情報 節水都市ふくおか 契約・検査・技術情報

給水装置はあなたの財産です

道路に埋設してる水道管（配水管）から分かれて、家庭まで引き込まれた給水管やこれに直接取り付けられたじゃ口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいます。

また、貯水槽をご利用の場合、給水管で送られてきた水道水をいったん貯水槽に貯め、各階に水道水を送っており、貯水槽の入口までが「給水装置」、それから先は「貯水槽以下装置」と呼んでいます。

給水装置や貯水槽以下装置は、その設備の所有者の財産です（水道局所有の水道メーターは除きます）。修理や要する費用、装置の故障による漏水の水道料金は、所有者や使用者の負担になります。寒い時期の凍結防止など、日頃から十分な維持管理に心がけてください。

メーターまでの給水管の漏水は

道路の配水管から宅地内のメーターまでの給水管で、自然に漏水が発生した場合、貴重な水をムダにしないため、所有者または使用者からの依頼により水道局で漏水の応急修理を行うことができます。（ただし、直結増圧式および3階直結直圧式の建物の場合は第1止水栓（公私境界直近の止水器具）まで）なお、容易に掘削・取壊し及び復旧ができない塀、樹木、タイル等、給水装置と直接関係がないものに関する工事は行っておりません。また、現場の状況により修理が困難となる場合があります。水道局メーターまでの給水管で漏水が発生した場合は、水道局保全課にお知らせください。

〔参考〕 水道局ホームページ

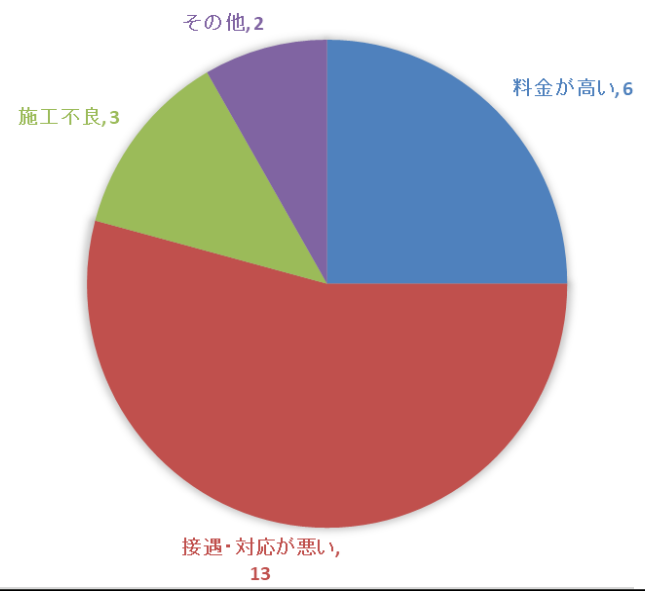
お客さまから漏水修理の依頼があった場合の情報発信にご活用ください。 30

9. その他

過去に福岡市水道局にあった、指定事業者に対する苦情



クレーム内容・件数



【説明】

一番多いのは接遇関係です。例として、

- ① ホームページの事業者一覧の事業者に電話するが出ない。
そういう事業者をホームページに掲載するのはおかしい。
- ② 修理工事をしてもらった後に不備があったが、対応が悪い。
水道局の指定事業者なので指導してもらいたい。
- ③ 工事の依頼で連絡するが、忙しいのでほかを当たってくれと言われた。客に対する接遇が悪い。水道局はしっかり指導しないのか。
- ④ 工事費用が高い。以前修理してもらった業者はもっと安かった。

難しい対応もあると思いますが、お客さまによっては即クレームにつながることもあります。結果、そのクレームが水道局にあると連絡を受けた水道局は何かしらの対応を求められます。 ※適切な対応をお願いします。

クレーム内容	件数	詳細
料金が高い	6	
接遇・対応が悪い	13	威圧的・大声・見積だけでしょー・電話に出ない・忙しいほかを当たってくれ
施工不良	3	修理後漏水
その他	2	メーター手前の自然漏水の修理。改造申請をしていないのでは。

以上で、更新申請手続きの説明は終わりです。
最後までお聞きいただきまして、ありがとうございました。



おわり